

氏名 (法人にあっては名称)	株式会社V-Power
住所	東京都港区港南二丁目10番9号

自 社 等 発 電 所 (*1) の 有 無	有		
電 気 事 業 の 概 要	1. 電力小売事業 沖縄・離島を除く全国を対象として、高圧・特別高圧の需要家様へ平成27年より電気の小売供給を実施。 2. コンサルティング事業 電力のコストダウンや電源開発のサポート等の企画・提案事業を実施。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制	社内関係者及び外部に向け以下の体制を構築 現状の電力消費状況や弊社関連発電所による発電状況の情報提供窓口の設置。 CSR基本方針「再エネの可能性を最大限追求する新電力として、環境と経済が共生できる社会づくりを目指します。」 地域PPSの提案を通じ、自治体のエネルギー地産地消をサポートすることで、送電ロス低減といった省エネルギー社会の推進を目指す。		
電気の供給における温室効果ガスの排出の量の抑制に関する措置及び目標	年 度	基礎排出係数(*2)	調整後排出係数(*3)
	前年度実績（2023年度）	0.393（kg-CO ₂ /kWh）	0.312（kg-CO ₂ /kWh）
	当年度目標（2024年度）	0.393（kg-CO ₂ /kWh）	0.312（kg-CO ₂ /kWh）
	短期目標（2029年度）	0.393（kg-CO ₂ /kWh）	0.312（kg-CO ₂ /kWh）
	長期目標（2044年度）	0.393（kg-CO ₂ /kWh）	0.312（kg-CO ₂ /kWh）
	（目標に係る措置の考え方） 排出係数が増加しないよう現状維持もしくは排出係数低減に努めます。		

*1 自社等発電所とは、自己が所有する発電所及び経営支配下においている子会社が所有する発電所をいう。

*2 基礎排出係数とは、市内への電気の供給に伴う二酸化炭素排出量（基礎二酸化炭素排出量）を市内への電気の供給量（電気供給量）で除したものをいう。

*3 調整後排出係数とは、基礎二酸化炭素排出量に固定価格買取調整二酸化炭素排出量を足したものから、電気事業者が排出量調整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を控除したものを、電気供給量で除したものをいう。

電気の供給における再生可能エネルギーの利用の拡大に関する措置及び目標	自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	再生可能エネルギー発電量(*4)	再生可能エネルギー導入率(*5)
	前年度実績（2023 年度）	106（千kWh）	100.00（％）
	当年度目標（2024 年度）	106（千kWh）	100.00（％）
	短期目標（2029 年度）	極力拡大（千kWh）	極力拡大（％）
	長期目標（2044 年度）	極力拡大（千kWh）	極力拡大（％）
	（目標に係る措置の内容）		
	需要の拡大に併せ、再生可能エネルギー電源入札の積極的に参加し、より再生可能エネルギー発電量割合の拡大に努めます。		
	調達分を含む再生可能エネルギーの環境価値の確保量の割合の拡大に関する措置及び目標		
	年 度	環境価値の確保量(*6)	環境価値の確保率(*7)
	前年度実績（2023 年度）	19（千kWh）	18.17（％）
	当年度目標（2024 年度）	19（千kWh）	18.17（％）
短期目標（2029 年度）	極力拡大（千kWh）	極力拡大（％）	
長期目標（2044 年度）	極力拡大（千kWh）	極力拡大（％）	
（目標に係る措置の内容）			
需要の拡大に併せ、再生可能エネルギー電源入札の積極的に参加し、環境価値の確保量の拡大に努めます。			
電気の供給における未利用エネルギー(*8)による発電量の割合の拡大に関する措置及び目標	特に措置実施はありません		
火力発電所における熱効率の向上を図るための措置及び目標	可能な限り定格出力での運転により熱効率向上を目指します。		
本市の区域内に存する電気の需用者に対する地球温暖化の防止に資する取組	電力使用状況の適宜アクセス等が可能な、お客様向け情報提供Webサイトの設置を通じ、電力消費状況の見える化を推進しています。		
その他の地球温暖化の防止に貢献する取組	特に措置実施はありません		

*4 再生可能エネルギー発電量とは、自社等発電所における再生可能エネルギー（太陽光、風力その他非化石エネルギーのうち、エネルギーとして永続的に使用することができるもの）による発電量のうち市内分をいう。

*5 再生可能エネルギー導入率とは、上記の発電量を自社等発電所における発電量のうち市内分で除したものをいう。

*6 環境価値の確保量とは、自社等発電所における再生可能エネルギーによる発電量及び他の一般電気事業者等の発電所における再生可能エネルギーによって発電された電気の購入量であって、当該電気に係る非化石証書を自社で無効化（償却）することによって環境価値を有するもの並びに購入した再生可能エネルギー電気由来の環境価値の量を合算したもののうち市内分をいう。

*7 環境価値の確保率とは、上記の確保量を電気の供給量のうち市内分で除したものをいう。

*8 未利用エネルギーとは、発電に利用するエネルギーのうち、工場の廃熱又は排圧、廃棄物（バイオマスを除く）の燃焼熱、超高圧地中送電線からの廃熱、変電所の廃熱及び高炉ガスその他の副生ガス等のエネルギーをいう。